

生活保護法施行事務監査事項（案）

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>1 保護の適正実施の推進</p> <p>(1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 面接相談時における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p> <p>(3) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(4) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(5) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制がとられているか。</p> <p>(6) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。</p> <p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1) 資産等の把握状況</p> <p>ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、挙証資料等に基づき十分審査されているか。</p> <p>また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>社、社会保険事務所等) 調査等によって十分に 検証・確認されているか。</p> <p>保護申請前に転居してきた者については、前 居住地の関係先照会等が行われているか。</p> <p>イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意 書が適切に徴取されているか。</p> <p>ウ 法第63条を適用し、保護を開始した場合 は、文書により本人に周知されているか。</p> <p>(2) 病状把握の状況</p> <p>病状等が的確に把握されているか。また、必要 に応じ検診命令等が活用されているか。</p> <p>(3) 介護保険利用の把握状況</p> <p>要介護又は要支援の状態にあると考えられる要 保護者について介護保険による介護サービスの受 給状況の確認や要介護認定申請に係る助言及び指 導が行われているか。</p> <p>(4) 扶養義務履行の指導状況</p> <p>ア 扶養義務者(特に生別母子世帯の前夫及び転 出した子)の居所、<u>の存否の確認が行われてい</u> <u>るか。</u>世帯構成、職業等の生活実態及び収入、 資産等を把握するための扶養能力調査は行われ ているか。</p> <p>また、居所が不明な場合には、官公署等への 照会に基づき、所在の確認が行われているか。</p> <p>イ <u>扶養義務者について、職業、収入等につき要</u> <u>保護者その他により聴取する等の方法により、</u> <u>扶養の可能性が調査されているか。</u></p> <p>イウ <u>扶養義務者重点的扶養能力調査対象者が管</u> <u>内又は近隣の市町村に居住しており、ある程度</u> の扶養が期待できるときいる場合には、 <u>実地に</u> <u>調査されているか。</u></p> <p>エ <u>重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職</u> <u>業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 保護受給中における指導援助の推進</p> <p>ア 権利、義務の周知徹底及び資産、収入の把握</p>	<p><u>要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について調査されているか。</u></p> <p>ウオ <u>重点的扶養能力調査対象者に対する扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。</u></p> <p>モカ <u>重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。</u></p> <p>オ 別世帯において健康保険等の被扶養者、税法上の扶養控除対象親族、給与の扶養手当等の対象者等として認定されている者に対して、必要な扶養援助が行われているか。</p> <p><u>キ 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。</u></p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>(1) 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。</p> <p>(2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処遇について町村との連携は十分図られているか。</p> <p>1 権利、義務の周知徹底</p> <p>被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。</p> <p>また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 資産及び収入の把握</p> <p>(1) 資産の把握</p> <p>ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等によりの確に確認されているか。</p> <p>また、資産の申告内容に変化はないか。</p> <p>特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。</p> <p>イ 資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。</p> <p>(2) 収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については毎月、就労困難と判断された被保護者については定期的に収入申告書が徴取されているか。</p> <p>ア 稼働収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は、毎月徴取されているか。その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 収入申告書及び給与明細書等挙証資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。</p> <p>イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は適切に徴取されているか。必要に応じ、年金改定通知書（写）等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、必要に応じ、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>イ—ケースの実態に ——即した処遇方針の ——樹立と計画的な ——訪問調査活動等の ——推進——</p>	<p>また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となった他の年金の受給状況は的確に把握されているか。</p> <p>(ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。</p> <p><u>ウ 課税状況調査の実施状況</u></p> <p><u>毎年、課税状況調査等の全ケース一斉点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。</u></p> <p><u>また、その後の処理状況が適切に把握されているか。</u></p> <p>(3) 年金等の受給資格の確認</p> <p>一定の年齢に達した者について、老齢基礎年金等の受給資格について確認されているか。</p> <p>また、一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金等の受給資格について確認されているか。</p> <p>(4) 扶養能力調査の実施</p> <p>扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深淺、過去の状況等を勘案の上、必要な者については、適宜見直しを行う等、適切に実施されているか。</p> <p><u>十3 処遇方針の設定</u></p> <p>(1) 処遇方針は、訪問調査活動や病状把握等の結果により把握された実態を踏まえ、かつ十分に評価・検討された上で立てられているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は、個々のケースの実態及び介護保険制度等による介護サービスの活用等を踏まえた適切なものとなっているか。</p> <p>(2) 処遇困難なケース等については、関係機関とも連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しがなされているか。</p> <p>(4) 処遇方針が、ケース記録に明記されているか。</p> <p>2 訪問格付の設定</p> <p>(1) 訪問格付基準は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に即して適切に策定されているか。</p> <p>——また、訪問格付基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。</p> <p>(2) 個別のケースに対する訪問格付は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に応じて適切なものとなっているか。</p> <p>——また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。</p> <p>3 訪問調査活動の状況</p> <p>(1) 訪問は、訪問格付基準を踏まえるとともに、ケースの状況変化を考慮し、訪問計画を策定する等計画的に実施されているか。</p> <p>——特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。</p> <p>(2) 目的をもって訪問調査活動を行っているか。</p> <p>——また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。</p> <p>(3) 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>(4) 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。</p> <p>——また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>— 行うよう努力しているか。</p> <p>— (5) 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動が行われていないケースはないか。</p> <p>— (6) 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。</p> <p>— また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p> <p><u>4 計画的な訪問調査活動の推進</u></p> <p><u>(1) 訪問計画の策定</u></p> <p><u>ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、ケースの実態、訪問調査活動の目的を達成するために考慮され策定されているか。</u></p> <p><u>また、訪問基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。</u></p> <p><u>イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。</u></p> <p><u>また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。</u></p> <p><u>(2) 訪問調査活動の状況</u></p> <p><u>ア 訪問は、訪問計画に基づき計画的に実施されているか。</u></p> <p><u>また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。</u></p> <p><u>特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。</u></p> <p><u>イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 稼働年齢層の者の いるケースに対する 指導援助の推進</p>	<p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等 対しては、介護保険制度等による介護サー ビスの活用等必要な指導援助が行われて いるか。</p> <p>ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と 面接を行い、適切な指導援助が行われて いるか。</p> <p>エ 面接すべき者の不在が続く等の場合には、 訪問方法を工夫する等適切な対応措置が とられているか。</p> <p>また、民生委員、親族等からも、生活状 況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、 家庭内面接を行うよう努力しているか。</p> <p>オ 長期にわたって来所による面接が続き、 訪問調査活動の目的が達成されていない ケースはないか。</p> <p>カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速 やかに報告されているか。</p> <p>また、早期にケース記録に明確に記録さ れ、その都度決裁されているか。</p> <p>十5 就労阻害要因の把握</p> <p>(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就 労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要 な指導援助が適切に行われているか。</p> <p>(2) 傷病を理由に就労していない者の傷 病の程度、就労の可否等については、レ セプト点検、主治医訪問、嘱託医協議、 必要に応じ検診命令等により的確に把握 されているか。</p> <p>また、検診命令に従わない場合には、保 護の停・廃止等の措置が適切に行われて いるか。</p> <p>(3) 育児中の母親に対する就労指導は、 地域における保育所の設置状況、入所 条件等が勘案され、適切に行われてい るか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>6 個別具体的な指導援助の充実</p> <p>(1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況</p> <p>ア 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、自立更生計画書、求職活動状況申告書（毎月）の提出等の指導により積極的に行われているか。</p> <p>イ 稼働能力の活用状況等は、就労・求職状況管理台帳で適切に把握されているか。</p> <p>ウ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。</p> <p>また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。</p> <p>エ 自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用についての指導が適切に行われているか。</p> <p>オ 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>カ 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。</p> <p>また、転職を含む増収指導が行われているか。</p> <p>(2) 高齢者、障害者世帯等要援護世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア 高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び支援費制度等による各種サービスの活用が図られているか。</p> <p>イ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ウ 高齢者、障害者等がいる世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。</p> <p>エ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。</p> <p>(3) 母子世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>イ 子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 要援護世帯の処遇充実のための関係機関との連携及び社会資源等の活用状況</p> <p>ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。</p> <p>イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。</p> <p>また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>2 自立助長の指導状況</p> <p>(1) 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、自立更生計画書、求職活動状況申告書(毎月)の提出等の指導により積極的に行われているか。</p> <p>(2) 稼働能力の活用状況等は、就労・求職状況管理台帳で適切に把握されているか。</p> <p>(3) 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) <u>適正な保護の決定事務の確保</u></p> <p>(4) <u>不正受給防止対策等の推進</u></p>	<p>——また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。</p> <p>(4) 自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用についての指導が適切に行われているか。</p> <p>(5) 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>——また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>(6) 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。</p> <p>——また、転職を含む増収指導が行われているか。</p> <p>3.7 自立助長ケースの選定</p> <p>自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースについて組織的に評価検討の上選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援助が行われているか。</p> <p><u>最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。</u></p> <p><u>また、保護の変更等が行われた場合に、被保護者に対し通知されるとともに、必要な教示が行われているか。</u></p> <p>1 収入申告内容の確認等の状況</p> <p>(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。</p> <p>また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行っているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>2 要援護者世帯に対する指導援助の充実</p>	<p>(2) 毎年、課税状況調査等の全ケース一斉点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。</p> <p>また、その後の処理状況が適切に把握されているか。</p> <p>(3) (2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。</p> <p>2 不正受給ケースに対する措置</p> <p>不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。</p> <p>また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。</p> <p>3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策</p> <p>(1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないか等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。</p> <p>(2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。</p> <p>1 個別具体的な指導援助の充実</p> <p>(1) 高齢者、傷病・障害者世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア 要援護世帯のニーズに応じ、各種保健福祉施策等の活用は図られているか。</p>